商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省・経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別表第二（第四十八条関係）

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪堂島商品取引所	農産物市場	千二百枚	米穀	二十枚
			（削る。）	（削る。）
			大豆（米国産大豆）	二十枚
			小豆	二十枚
			とうもろこし	五十枚
	（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
	砂糖市場	三千枚	（削る。）	（削る。）
			粗糖	二十枚
	（削る。）	（削る。）	（削る。）	（削る。）
			（削る。）	（削る。）

改正前

別表第二（第四十八条関係）

商品取引所	商品市場	数量	上場商品構成品又は上場商品指数の種類	数量
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
大阪堂島商品取引所	農産物市場	千二百枚	米穀	二十枚
			大豆（Ｎｏｎ－ＧＭＯ大豆）	五十枚
			大豆（米国産大豆）	二十枚
			小豆	二十枚
			とうもろこし	五十枚
	水産物市場	二千七百枚	冷凍えび	二十枚
	砂糖市場	三千枚	精糖	二十枚
			粗糖	二十枚
	農産物・飼料指数市場	八百枚	国際穀物等指数	五十枚
			コーヒー指数	五十枚

附　則

この省令は、公布の日から施行する。